

令和2年5月22日

保育所・こども園（2・3号）

保護者の皆様

伊丹市教育長

新型コロナウイルス感染症対策による特別保育の終了について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月16日（木）から対象児童を限定して受け入れてきた「特別保育」は、**5月24日（日）をもって終了**することとしました。これまでご協力いただき、誠にありがとうございました。

5月25日（月）以降は対象児童を限定せず開所しますが、**5月31日（日）**までは保育所等の利用を自粛いただいた児童については、保育料等を日割り計算いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、状況によっては、特別保育に再度移行することがあります。変更が生じた場合には、市ホームページにて随時、お知らせいたします。

保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 特別保育終了日 令和2年5月24日（日）
2. 5月25日（月）以降の対応
 - (1) 対象児童を限定せず、開所します
 - (2) 感染拡大防止のため、保護者の皆様には、引き続き可能な限り保育所等の利用の自粛をお願いいたします（5月31日（日）まで）
 - (3) 登園する際は、各家庭において「健康観察表」に体温を記入し、毎日各施設に提出してください
 - (4) 5月31日（日）までの保育料等は、利用日数に応じて日割り計算を行います
（6月1日（月）からは、日割り計算を行いませんが、6月末日までは、保護者の方の判断で登園自粛をしていただくことは問題ありません。）

【問い合わせ】

- ・園児が在籍している保育所、こども園
- ・教育委員会事務局 幼児教育推進課 Tel 072-780-4313

【保育料の還付手続きについて】

<伊丹市内の公立保育所・認定こども園>

5月分： 特別保育を利用されていない方は、日割り計算をするため、手続き不要です（施設長より市へ登園状況を報告していただく予定です。）

特別保育を利用された方で、5月中の保育所の利用を控えていただいた日がある方は、施設へ登園自粛報告書（様式2）を提出してください。

提出期限：令和2年6月5日（金）

※市内施設の延長保育料、公立保育所・認定こども園の給食費についても、日割り計算を行います。

※その他の私立保育所等に在園されている方も日割り計算を行います。手続き方法は各施設に従ってください。

<還付方法>

市にお支払いいただいた費用は、市より還付又は今後の保育料等に、順次充当する予定です。詳細は、別途お知らせします。

なお、登園自粛された方も、一旦、保育料を全額引き落としさせていただく予定ですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

【育児休業中、採用予定の方について】

4月から5月までに入所された場合、勤務開始の期限を令和2年7月15日（水）としています。登園開始日については、施設とご相談ください。

<事前の手続きについて>

勤務開始日の変更申立書（様式4）を未提出の方は、教育保育課へ速やかに提出してください（郵送可）。

すでに提出された方は、改めてお手続きすることなく、勤務開始の期限を7月15日（水）といたします。

<勤務開始後に提出するもの>

「在職・復職証明書」

提出期限：勤務開始後1か月以内

提出先：教育保育課（郵送可）

※育児休業の延長については、勤務先にご相談ください。

※育児休業給付金については、ハローワークへお問い合わせください。

<問い合わせ>

伊丹市教育委員会事務局 教育保育課

TEL 072-784-8035